奈良県警察本部告示第３８号

平成２２年度奈良県警察官Ａ（第２回）・Ｂ採用試験を次のとおり実施する。

平成２２年６月２５日

奈良県警察本部長　和　田　昭　夫

１　試験職種、採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	採用期日	職務内容
警察官Ａ（男性）	２０人程度	平成２３年４月１日	奈良県警察官（巡査）として奈良県警察本部、奈良県内の警察署等に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のための職務に従事する。
警察官Ａ（女性）	２人程度		
警察官Ｂ（男性）	２０人程度		
警察官Ｂ（女性）	２人程度		

採用予定人員は、変更になることがある。

２　受験資格

⑴　警察官Ａ

昭和５６年４月２日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの

ア　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成２３年３月末日までに卒業見込みの者

イ　奈良県人事委員会がアに該当する者と同等の資格があると認める者

⑵　警察官Ｂ

昭和５６年４月２日から平成５年４月１日までに生まれた者で、⑴に該当しない

もの

⑶　次のいずれかに該当する者は受験できない。

ア　日本国籍を有しない者

イ　成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成１１年法律第１４９号）附則第３条第３項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）

ウ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ　奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

オ　日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

３　試験種目、試験日時、試験会場及び合格者発表

<table>
<tr><th>試験</th><th>試験種目</th><th>試　験　日　時</th><th>試験会場</th><th colspan="2">合 格 者 発 表</th></tr>
<tr><td rowspan="2">第１次試</td><td>教養試験
論作文試験</td><td>平成２２年９月１９日（日）
受付開始
午前８時００分
試験開始
午前９時００分
試験終了
午後０時３０分ころ</td><td>県立平城高等学校（奈良市朱雀２丁目１１番地）</td><td>【体力試験・口述試験①・（実技判定）対象者発表】
平成２２年９月２９日（水）午前９時（予定）</td><td rowspan="2">奈良県庁（奈良市登大路町３０番地）の掲示板に合格者（体力試験・口述試験①・（実技判定）対象者を含む。）の受験番号を掲示するとともに、合格者に通</td></tr>
<tr><td>体力試験
口述試験</td><td>平成２２年１０月１６日（土）、同月１７日</td><td>奈良県警察学校（奈良</td><td>【第１次試験合格者発</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">験</td><td rowspan="2">①
（注１）
（実技判定）
（注２）</td><td rowspan="2">（日）、同月２３日（土）及び同月２４日（日）のうち指定する１日</td><td rowspan="2">市今市町５８５番地）</td><td rowspan="2">表】
平成２２年１０月２６日（火）午前９時（予定）</td><td rowspan="6">知する。
（注４）</td></tr>
<tr></tr>
<tr><td rowspan="4">第２次試験</td><td colspan="3">第１次試験合格者について、実施する（詳細については、第１次試験合格者に通知する。）。</td><td rowspan="4">【最終合格者発表】
平成２２年１２月１４日（火）午前９時（予定）</td></tr>
<tr><td>身体検査
適性検査</td><td>平成２２年１１月２日（火）から同月５日（金）までのうち指定する１日
（注３）</td><td rowspan="2">奈良県警察本部第二庁舎（奈良市柏木町１１９番地２）</td></tr>
<tr><td>口述試験②</td><td>平成２２年１１月２９日（月）から同年１２月３日（金）までのうち指定する１日
（注３）</td></tr>
</table>

注１　第１次試験における体力試験・口述試験①・（実技判定）対象者は、教養試験の成績により決定する。

体力試験・口述試験①・（実技判定）の日時は、上記のうちいずれか１日を第１次試験（体力試験・口述試験①・（実技判定））対象者通知票（以下「対象者通知票」という。）で指定して通知するものとし、変更することはできない。

注２　柔道又は剣道の経験者で、希望するものに対して実技判定を行う。

実技判定は、体力試験及び口述試験①の実施後に１時間程度行い、その結果により体力試験の得点に一定の点数を加える。

注３　第１次試験合格通知書で指定された第２次試験の日時は、変更することはできない。

注４　合格者への通知は、体力試験・口述試験①・（実技判定）対象者には対象者通知票を、第１次試験合格者及び最終合格者には合格通知書を郵送して行うものとする。この場合において、対象者通知票が体力試験・口述試験①・（実技判定）対象者発表の日から、又は合格通知書が合格者発表の日から５日が経過しても到着しないときは、奈良県警察本部警務課採用係まで問い合わせること。

なお、奈良県警察ホームページ（http://www.police.pref.nara.jp/）でも、合格者の発表の日から２週間、合格者の受験番号を確認することができる。

４　試験の方法

<table>
<tr><th>試験</th><th>試験種目
（配　点）</th><th colspan="2">内　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="6">第１次試験（注</td><td rowspan="4">教養試験
（２００点）</td><td colspan="2">警察官として必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行う。４０題出題で全問解答とする。（２時間）</td></tr>
<tr><td>警察官Ａ</td><td>大学卒業程度</td></tr>
<tr><td>警察官Ｂ</td><td>高校卒業程度</td></tr>
<tr><td>出題分野</td><td>文章理解、社会科学、人文科学、自然科学、人権関連、判断推理、数的推理、資料解釈等</td></tr>
<tr><td>論作文試験
（１５０点）</td><td colspan="2">採点は体力試験・口述試験①・（実技判定）対象者についてのみ行い、論作文試験を受験しなかった場合は棄権とみなす。（１時間）</td></tr>
<tr><td>論文試験</td><td colspan="2">警察官として必要な思考力、表現力等について、筆記試</td></tr>
</table>

１）	（警察官Ａ）	験を行う。
	作文試験（警察官Ｂ）	警察官として必要な表現力等について、筆記試験を行う。
	体力試験（１５０点）（注２）	職務遂行上必要な体力を有するかどうかについて試験を行う。
	口述試験①（５００点）	主として人物及び警察官となるに適するかどうかについて、個別面接による試験を行う。
	実技判定（注３）	希望する者に対し、柔道又は剣道の実技について判定する。
第２次試験（注１）	身体検査（注４）	職務遂行上必要な身体（体格及び健康状態）、運動機能等を有するかどうかを検査する。
	適性検査	警察官として必要な素質及び適性を有するかどうかを検査する。
	口述試験②（５００点）	主として人物及び警察官となるに適するかどうかについて、個別面接による試験を行う。

注１　第１次試験については、教養試験、論作文試験、体力試験（実技判定の結果に基づく加点を含む。）及び口述試験①の合計得点により、第２次試験については、身体検査及び適性検査の結果並びに口述試験②の得点によりそれぞれ合格者を決定する（得点が同点の場合は、第１次試験の結果で判定する。）。

注２　体力試験

体力試験の試験項目は、腕立て伏せ、上体起こし、握力、立ち幅跳び及び２０ｍシャトルランとする。

注３　実技判定

柔道又は剣道の実技が優れている場合には、実技判定の結果に基づき２０点を限度として体力試験の得点に加点する。

実技判定を希望する者は、柔道又は剣道のいずれかの種目を選択すること（受付後の変更はできない。）。

実技判定は、段位の有無にかかわらず受けることができるが、柔道にあっては講道館初段以上の、剣道にあっては全日本剣道連盟初段以上の実力を有する者が加点対象となる。

なお、柔道及び剣道のいずれについても、初段以上の実力がないと試験官が認めた場合で、判定を継続すると危険であると判断したときは、実技判定を打ち切ることがある。

注４　身体検査

	警察官Ａ・Ｂ（男性）	警察官Ａ・Ｂ（女性）
身　長	１６０㎝以上であること。	１５５㎝以上であること。
胸　囲	おおむね７８㎝以上であること。	
体　重	おおむね４７㎏以上であること。	おおむね４５㎏以上であること。
視　力	両眼とも裸眼視力がおおむね０．６以上又は矯正視力が１．０以上であること。	
色　覚	職務遂行に支障のないこと。	
健康状態、	胸部疾患、伝染性疾患、心臓疾患、運動機能その他について、職	

運動機能等	務遂行に支障のない身体的状態であること。

身体検査は、集団検診により実施するものとし、当該検査費用は個人負担となる（詳細については、第１次試験合格者に通知する。）。

なお、身体検査における運動機能等についての検査は、体力試験時に行うが、当該検査結果については、第２次試験で判定する。

５　受験手続

⑴　申込方法

次のいずれかの方法により、申込みを行うこと。

ア　郵送による場合

㈠　所定の申込書、受験票及び対象者通知票に必要事項を記入し、封筒の表に必ず「警察官Ａ受験」又は「警察官Ｂ受験」と朱書した上で、奈良県警察本部警務課採用係あてに必ず簡易書留郵便で郵送すること。

なお、申込み時の受験票には写真をはらないこと。

㈡　申込み時、受験票はがき及び対象者通知票はがきには、郵便番号、住所及び氏名を明記し、受験票はがきに５０円切手をはること。

㈢　試験当日は、受験票に写真（最近３か月以内に撮影した上半身脱帽、正面向、縦５㎝、横４㎝のもの。ウの㈤において同じ。）をはって持参すること。

㈤　受験申込先

奈良県警察本部警務課採用係

〒６３０－８５７８　奈良市登大路町８０番地

イ　持参による場合

㈠　所定の申込書、受験票及び対象者通知票に必要事項を記入し、奈良県警察本部警務課採用係に直接持参すること（警察署、交番、駐在所等への持参による申込みの受付はしていない。）。

なお、受験票はがき及び対象者通知票はがきには郵便番号、住所及び氏名を明記し、受験票には写真をはらないこと。

㈡　日曜日、土曜日及び祝日以外の日の午前９時から午後５時までの間に、申込みを行う場合は、受験票に５０円切手をはる必要はない（この時間以外の時間

に申込みを行う場合は、受験票に５０円切手をはって持参すること。）。

(ｳ)　その他については、アの(ｳ)及び(ｴ)に同じ。

ウ　インターネットによる場合

(ｱ)　奈良県警察ホームページ内の「採用案内」の「電子申請」のボックスから電子申請・届出システムに接続すること（奈良電子自治体共同運営システムにリンクしている。）。

(ｲ)　「電子申請入口」をクリックするとログイン画面が開くので、ＩＤ及びパスワードを未登録の者は、「≫利用者情報を登録されていない方はこちらから」をクリックし、利用者情報登録画面に進み、ＩＤ、パスワード等必要事項を登録すること（ＩＤ、パスワードは必ず控えをとっておくこと。）。

(ｳ)　登録したＩＤ及びパスワードによりログインの上、受験申込みを行うこと。

(ｴ)　受験申込み後、到達確認のメールが送信され、その後、審査完了メールが送信されるので、その内容に従って受験票をプリントアウトし、記載事項を確認の上、写真をはって試験当日に持参すること。

(ｵ)　対象者通知票については、教養試験（平成２２年９月１９日（日）実施）の開始前に配布するので、必要事項を記入すること。

(2)　申込受付期間等

ア　郵送による場合

(ｱ)　平成２２年７月１２日（月）から同年８月２０日（金）まで（平成２２年８月２０日消印有効）

　なお、申込受付期間前に到着した場合は、受け付けできないので注意すること。

(ｲ)　平成２２年８月２７日（金）までに受験票が到着しない場合は、奈良県警察本部警務課採用係まで問い合わせること。

イ　持参による場合

(ｱ)　平成２２年７月１２日（月）午前９時から同年８月２０日（金）午後５時まで

(ｲ)　その他については、アの(ｲ)に同じ。

ウ　インターネットによる場合

(ｱ)　平成２２年７月１２日（月）午前９時から同年８月１６日（月）午後５時ま

で

なお、申込受付期間中にサーバーがメンテナンス等により停止している場合は、入力する日を変更するか、郵送又は持参により申し込むこと。

(ｲ) 審査完了メールが平成２２年８月１８日（水）までに送信されない場合は、同月１９日（木）に奈良県警察本部警務課採用係まで問い合わせること。

6　採用等

(1) 奈良県人事委員会は、最終合格者を試験職種ごとの奈良県警察官採用候補者名簿に成績順に登載し、奈良県警察本部長の請求に応じて採用候補者を成績順に提示する。

(2) 奈良県警察本部長は、提示された採用候補者の中から採用者を決定する。

(3) 奈良県警察官採用候補者名簿は、原則として当該名簿の確定後１年間有効とする。ただし、大学を卒業する見込みで受験した者については、平成２３年３月末日までに卒業した場合に限る。

(4) 不正行為やいわゆる口利きの行為事実が後日判明した場合、採用時点に遡り、合格を取り消す場合がある。

7　その他

(1) 試験当日は、次の物を必ず持参すること。

ア　教養試験及び論作文試験当日（平成２２年９月１９日（日））

(ｱ) 受験票（写真をはったもの）

(ｲ) 筆記具（ＨＢ又はＢの鉛筆及び消しゴム）、上ばき（スリッパ等）及び下ばき入れ（ビニール袋等）

イ　体力試験・口述試験①・（実技判定）当日（平成２２年１０月１６日（土）、同月１７日（日）、同月２３日（土）及び同月２４日（日）のうち指定する１日）

(ｱ) 対象者通知票

(ｲ) 黒色ボールペン、運動のできる服装（Ｔシャツ、ショートパンツ等）、体育館シューズ、タオル、上ばき（スリッパ等）及び下ばき入れ（ビニール袋等）

(ｳ) 柔道着（実技判定を希望する者で柔道を選択したものに限る。）

(ｴ) 剣道着、防具及び竹刀（実技判定を希望する者で剣道を選択したものに限る。）

(2) 奈良県警察ホームページにおいて受験申込状況等の情報を提供し、並びに教養試

験の例題及び論作文試験の課題例を掲載する。

なお、教養試験の例題及び論作文試験の課題例は、奈良県警察本部県民サービス課（奈良県分庁舎１階）において閲覧することができる。

⑶　この試験の受験者は、次の表に掲げるとおり奈良県個人情報保護条例（平成１２年３月奈良県条例第３２号）の規定に基づき、口頭により試験結果の開示を請求することができる。

なお、電話等による請求は受け付けないので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参の上、奈良県警察本部警務課にて請求すること。

<table>
<tr><th>試験</th><th>開示請求できる人</th><th>開示内容</th><th>開示の期間</th><th>開示の場所及び時間</th></tr>
<tr><td>第１次試　験</td><td>第１次試験不合格者</td><td>第１次試験の総合得点、種目別試験結果及び順位</td><td>第１次試験合格者発表の日から起算して１か月間</td><td rowspan="2">奈良県警察本部警務課
午前９時から午後５時まで（日曜日、土曜日、祝日、平成２２年１２月２９日から同月３１日までの日及び平成２３年１月３日は受け付けない。）</td></tr>
<tr><td>第２次試　験</td><td>第２次試験受験者</td><td>第１次試験及び第２次試験それぞれの総合得点、種目別試験結果及び順位</td><td>最終合格者発表の日から起算して１か月間</td></tr>
</table>

⑷　各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となる。したがって、総合得点及び順位が上位であっても不合格となる場合がある。

⑸　警察官Ａ採用試験については、本年５月に実施した警察官Ａ（第１回）採用試験を受験した場合でも今回の試験を受験することができる。ただし、第１回の試験の最終合格者は受験することができない。

なお、警察官Ａ（第１回）採用試験において、第２次試験を受験している者は、第１回の試験の最終合格者発表日まで受験申込みをすることはできない。

⑹　その他試験に関する問い合わせは、奈良県警察本部警務課採用係（０１２０－３５１－２０４（奈良県警察採用フリーダイヤル））にすること。